

「インターネットバンキング為替予約（外貨定期預金用）取引規定」および  
「Web 外国為替サービス取引規定」の改定について

2021年4月1日より「インターネットバンキング為替予約（外貨定期預金用）取引規定」および「Web 外国為替サービス取引規定」を以下の通り改定いたします。

《抜粋》

| 改定前   | 改定後  |
|---|--|
| <p><b>【インターネットバンキング為替予約（外貨定期預金用）取引規定】</b></p> <p>3. 取引の確認</p> <p>お客さまが為替予約の申込をし、当行がこれを応諾することによって為替予約取引が成立した場合、当行は取引条件を確認するため予約内容を記載した書類（以下、スリップという）<b>2通</b>を交付しますので、お客さまは内容確認を行い、<b>1通に届出の記名捺印または署名のうえ当行に提出して下さい。</b></p> <p><b>【Web 外国為替サービス取引規定】</b></p> <p>9. 為替予約取引内容の確認</p> <p>（1）為替予約受付サービスを利用して締結された為替予約取引について、契約者は<b>為替予約票（為替予約スリップ）</b>を当行に提出するのに代えて、使用パソコン機からデータを送信することにより、取引内容の確認を行うものとします。ただし、契約者が取引内容の確認を行わなかった場合においても、本条第2項第2号により成立した為替予約取引に何ら影響を及ぼすものではありません。</p> | <p><b>【インターネットバンキング為替予約（外貨定期預金用）取引規定】</b></p> <p>3. 取引の確認</p> <p>お客さまが為替予約の申込をし、当行がこれを応諾することによって為替予約取引が成立した場合、当行は取引条件を確認するため予約内容を記載した書類（以下、スリップという）<b>1通</b>を交付しますので、お客さまは内容確認を行い、<b>内容に異議等があれば、速やかにお申し出ください。</b></p> <p><b>【Web 外国為替サービス取引規定】</b></p> <p>9. 為替予約取引内容の確認</p> <p>（1）為替予約受付サービスを利用して締結された為替予約取引について、契約者は<b>取引確認書</b>を当行に提出するのに代えて、使用パソコン機からデータを送信することにより、取引内容の確認を行うものとします。ただし、契約者が取引内容の確認を行わなかった場合においても、本条第2項第2号により成立した為替予約取引に何ら影響を及ぼすものではありません。</p> |